「石岡市」と「社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会」 との災害時協定について

1. 目的

大地震や風水害などの災害時において,要援護者が福祉避難所へ避難する場合の移動手段の確保や, 避難した際に介助業務が必要な場合に備え,石岡市社会福祉協議会と協定を締結する。

市が必要に応じて、社会福祉協議会が所有する福祉車両を借用したり、介助員の派遣を要請する。

2. 協定名

- (1) 災害時における介助員派遣に関する協定書
- (2) 災害時における福祉車両借上げに関する協定書
- 3. 石岡市社会福祉協議会から派遣する介助員

最大16名(介護福祉士6名,ホームヘルパー2級10名)

4. 石岡市社会福祉協議会が所有する福祉車両

2台

- (1) 三菱ミニキャブ 定員3名(後部が車いすスペース)
- (2) スズキワゴンR 定員4名(助手席がスライドシート)

5. 市の経費負担

- (1) 福祉車両に係る実費・・・燃料代
- (2) 介助員に係る実費
 - ①賃金:石岡市社会福祉協議会で派遣しているホームヘルパー時給
 - ②時間外(8:30~17:15以外)石岡市の条例,規則に基づく割増賃金
 - ③交通費:石岡市社会福祉協議会の車使用の場合・・・燃料代

社会福祉協議会の車が使用できない場合で自家用車を使用したとき

→1 k mあたり30円(石岡市職員の旅費に関する条例に基づく)